

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 粉飾決算があった場合

Q. 業種によっては粉飾決算をしている会社もあるとか。粉飾決算をした場合は、どのように取り扱われるのですか？

A. 税務では、法人が申告・納付した法人税額が過大である場合には、税務署長が減額更正を行うとともにその過大に納付された法人税額を遅滞なく還付することになっています。

しかし、法人が事実を仮装して経理し、所得金額を過大に計算したうえ確定申告を行った場合には、税務署長は、その事業年度の法人税につき、法人が修正の経理をし、かつ、その修正の経理を行った事業年度の確定申告書を提出するまでの間は、更正しないことができるとされています。

つまり、法人の申告した所得金額が過大であっても、粉飾決算に基くものである場合は減額更正しないという取扱いになっているのです。

また、万一税務署長が減額更正した場合でも、過大税額はただちに還付されず、その更正があった事業年度開始の日から5年以内に開始する各事業年度の納付すべき法人税額から順次控除することとなっています（ただし、更正があった事業年度開始の前日1年以内に開始する事業年度の法人税額については、過大税額を限度として即時還付されることとなっています）。

<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kohon/houjin/pdf/30/13.pdf>

★ 会社と役員間で不動産取引をする場合

Q. 会社と役員の間で不動産取引をする場合に、時価と譲渡対価に差があるときは、どのように取り扱われますか？

A. 1. 会社の不動産を役員へ売却するとき

会社の不動産を役員に売却する場合において、その譲渡対価と時価に差があるときは、次のような課税関係が生じます。

① 譲渡対価 < 時価のとき

譲渡対価と時価との差額は、会社の収益に計上されるとともに、**役員に対する臨時的な給与(損金不算入)**として取り扱われます。

② 譲渡対価 > 時価のとき

譲渡対価は会社の収益に計上されます。

2. 従業員の不動産を会社へ売却するとき

従業員の不動産を会社へ売却する場合において、その譲渡対価と時価に差があるときは、次のような課税関係が生じます。

① 譲渡対価 < 時価のとき

譲渡対価と時価との差額は、会社の収益に計上されます。また、役員においては、譲渡対価が時価の2分の1未満であるときは、時価で譲渡があったものとみなして所得税が課されますが、2分の1以上であるときは、その譲渡対価をもって所得税を計算します。

② 譲渡対価 > 時価のとき

譲渡対価と時価との差額は、役員に対する臨時的な給与(損金不算入)として取り扱われます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5202.htm>

所得 税

★ 不動産所得における事業的規模

Q. 不動産所得は、貸付けが事業的規模である場合、青色申告特別控除や事業専従者給与等の恩典が受けられるそうですが、事業的規模とはどんな規模をいうのですか？

A. 5棟10室基準という形式基準がありますが、賃貸料の収入状況や貸付資産の管理状況等を総合勘案して判定されます。

所得税法では、不動産の貸付けによる所得は、不動産所得に該当し、その貸付けが事業的規模かどうかによって必要経費などの取扱いが違っているとされています。

すなわち、その貸付けが事業的規模と判断される場合には、青色申告特別控除や事業専従者給与などの恩典が受けられることとなり、その判定が及ぼす影響は大きなものになるわけですが、実務的には貸付けが事業的規模かどうか判定することがなかなか困難ですので、税務では、次の基準を満たしている場合には事業として行われているものとして取り扱われることとなっています。

① 貸間、アパート等については、貸与することができる独立した室数がおおむね10以上であること

② 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること

なお、この基準を満たさない場合であっても、賃貸料の収入状況や貸付資産の管理状況等を総合勘案して判定されることになっています。

事業的規模で事業所得としての所得税法上の特典は適用されますが、事業ですので県税事務所の事業税の課税対象になります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1373.htm>

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E7%A8%8E>

★ 死亡後に支払った医療費

Q. 先日、父が亡くなりました。死亡後に支払った医療費は、どのような取扱いになりますか？

A. 所得税では、生計を一にする親族の医療費を支払った場合において、支払った医療費の金額から保険金等で補てんされる部分の金額を控除した残額が10万円（総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額が200万円未満の場合は、その合計額の5%相当額）を超えるときは、その超える部分の金額（最高200万円）が医療費控除の対象となります。

したがって、あなたとお父さんが生計を一にしていたのであれば、支払った医療費はあなたの確定申告において医療費控除の対象とすることができます。

なお、この場合の「生計を一にする」かどうかの判定は、医療費を支出すべき事由が生じた時又は現実に医療費を支払った時の現況において生計を一にしていたかどうかにより判定します。

また、相続税では、被相続人の債務で相続開始の際現に存するもので確実なものは、相続財産から債務控除として控除することができますとされています。

したがって、被相続人が死亡時において未払いであった医療費の金額は、相続税の債務控除の対象となります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>

資 産 税

★ 教育資金の一括贈与

Q. 教育資金の一括贈与の特例が改正になったとか。どのようになったのですか？

A. 教育資金の一括贈与の特例の主な改正点は、次のようなところです。

1. 受贈者の所得要件の追加

信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、その信託等により取得した信託受益権等については、この非課税制度の適用を受けることができないこととなりました。

2. 贈与者が死亡した場合の相続税課税

信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除きます）において、受贈者がその贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等についてこの非課税制度の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額を、その受贈者がその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなすこととされました。

①23歳未満である場合

②学校等に在学している場合

③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合

3. その他

その他に教育資金の範囲の見直しや教育資金口座に係る契約の終了事由の見直しがされました。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/201304/pdf/01.pdf>